

## 地域公共交通計画の策定について

### 1. 地域公共交通計画とは

- ・地域にとって望ましい公共交通を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすもの
- ・地域の輸送資源を総動員することで、持続可能な地域旅客運送サービスの提供の確保を目的とする
- ・地方公共団体が地域の移動に関する関係者を集めて「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下：活性化法）に基づく協議会（法定協議会）を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者等との個別協議を重ねつつ作成していく
- ・令和2年6月の活性化法改正により計画策定が努力義務化

### 2. 計画策定の背景

国・都・他市の動向	立川市における現状
<p>■国 地域公共交通計画を努力義務化し、計画策定していることを条件に補助事業を整備。</p> <p>■都 東京における地域公共交通に関する基本方針(令和4年3月)を策定。計画策定をはじめとした補助事業を整備。</p> <p>■他市（多摩26市） 【策定済み】3市 【策定中・予定】9市 【類似計画策定済】3市</p>	<p>■相次ぐ路線バスの減便 ⇒【立川バス】昭15（堀向線） 【西武バス】立72 【京王バス】立65・66</p> <p>■新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化 ⇒在宅勤務等の普及により、バス利用者の回復がコロナ禍前の8～9割程度</p> <p>■厚生労働省改善基準告示の見直し（令和6年4月から） ⇒バス運転者の労働時間を短くしなければならぬため、減便等の影響が予測される</p> <p>■ぐるりんバス運行における諸課題 ⇒西砂ルート再編、運行基準の見直し等</p>

### 3. 計画策定のスケジュール（予定）

- 令和5年度 令和6年度東京都補助金エントリー（7月）
- 令和6・7年度 計画策定作業
- 令和7年度以降 計画策定